# 金沢インドアテニスクラブ

# スクール規約

### 第 | 章【総則】

## 第1条 名称及び所在地

本規約によって定められる名称は『金沢インドアテニスクラブ』 (『以下本クラブ』)と称します。

所在地は石川県野々市市徳用2丁目88番に置きます。

### 第2条 目的

П

□ 本クラブはテニスを通して、会員ならびにその家族の親睦と健康 の増進を図り、あわせて地域社会のスポーツ文化の発展に貢献する 事を目的とする。

# 第3条 運営

□ 本クラブは金沢インドアテニスクラブが運営管理するものとし、 会員は本規約、クラブが定める細則、利用規定に従わなければな らない。

### 第2章【会員資格】

# 第4条 会員資格

本クラブの趣旨に賛同される方を本クラブの会員とします。

- (1)健康状態に異常のない方。
- (2) 妊娠中の方の入会はお断りします。
- (3) 入会金、年会費、月会費を納めた方。

## 第5条 入会手続き

- (I)本クラブに入会を希望される方は所定の入会申し込み用紙 に必要事項を記入の上、定められた諸費用を納入して頂きます。
  - (2) 規約の会費等はいかなる理由があっても返還しません。
  - (3) スクールの開校中であればいつでも入会できます。

## 第6条 入会金、年会費、月会費の納入について

- (I) 入会金、年会費、月会費はフロントにて現金でお支払い下さい。翌月からは口座引き落としになります。
- (2) 本クラブの I 期とは 7 回 (2ヶ月) とします。月会費は I 期 I 9380円(税込)とし I ヶ月9690円(税込)とします。
- (3) 夏季 (7月から9月) と冬季 (12月から2月) は 1 クラスにつき3 10円 (税込) の空調費を納入して頂きます。
  - (4) 一般クラス以外の料金は週間スケジュールに記載します。

- (5) 月会費が引き落とせなかった場合はフロントにて現金でお支払い下さい。
- (6) スクール料金の引き落とし日は毎月8日となります。 (8日が休日の場合は翌営業日となります。)
- (7) 年会費は次年度から口座引き落としになります。

#### 第7条 休会

П

本クラブでは会員の都合により最大4ヶ月の休会ができます。

- (I)休会される場合は所定の休会届にご記入の上、毎月 I5日 迄に提出して下さい。
  - (2)休会中は | クラスにより2200円を納入して頂きます。
- (3) <u>休会の申し込みは必ずフロントにて行って下さい。</u>電話での受付は致しかねます。

# 第8条 退会

П

- (I)本クラブの退会を希望される方は所定の退会届にご記入の上、毎月I5日迄に提出して下さい。
  - (2) 退会時に未納の料金がある場合は完納して頂きます。
  - (3) <u>退会の申し込みは必ずフロントにて行って下さい。</u>電話での受付は致しかねます。

## 第9条 除名

- □ 会員が次の事項のいずれかに該当した場合、本クラブはこれを除 名する事ができます。
  - (I) 月会費もしくはその他の支払を2ヶ月以上滞納し、本クラブからの連絡にも応じない場合。
  - (2)本クラブの秩序を乱し、他の会員に迷惑を及ぼし、本クラブの名誉・信用を著しく傷つけた場合。
    - (3) 本クラブで除名が妥当であると判断された場合。

## 第10条 <u>クラス変更</u>

クラス変更を希望される方は所定の用紙にご記入の上、毎月 | 5 日迄に提出する事でクラス変更ができます。

#### 第3章【付則】

## 第11条 クラブの閉鎖

本クラブは、天災地変及び著しい社会情勢の変化、その他やむを 得ない理由で無条件に閉鎖する事ができる。その場合は3ヶ月前に 予告するものとし、会員は本クラブに対し補償、その他何かしらの 請求・意義を申し立てる事ができません。

## 第12条 営業日及び営業時間

□ 本クラブの営業日及び営業時間は別途定めます。

#### 第13条 免責事項

- □ (I)本クラブの施設内で発生した盗難、傷害、その他事故については一切の責任を負わないものとする。但し、本クラブに重大な過失があった場合はこの限りではないものとする。
  - (2) スクール中の怪我につきましては応急処置は致しますが、そ の後の責任は負いかねます。

### 第14条 振替

- □ (I)本クラブではレッスン欠席のご連絡を頂いた場合に限り振替レッスンを受講できます。
  - (2)振替レッスンは I 期に 4回までご利用できます。
  - (3) 振替の有効期限は受講期から翌月末迄となります。
  - (4)翌期の欠席やご予約は前月20日からとします。
  - (5)欠席のご予約はレッスン開始の60分前までとします。
  - 60分前迄に欠席の届け出がない場合は出席扱いとなります。 振替のご連絡はレッスン開始 I 0 分前まで可能です。
    - (6) 退会後は振替が残っていても使用する事ができません。

## 第14条 諸費用・規約の改定

- (I)本クラブは社会情勢の変化に応じて諸費用を改定する事ができます。
  - (2)本規約の改定及び変更を行う場合があります。その場合 その効力は全ての会員に及ぶものとします。

上記のスクール規約に同意し、	申し込みします。

年

月

日

ご署名

西暦

(20 | 8年2月実施·' | 9年 | 0月改定)